

社会教育活動功績証明書に関する規程

千葉県子連規程 第17号

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県子ども会育成連合会定款第4条に基づき、子ども会活動、並びに子どもたちの活動を支援する指導者（ジュニア・リーダーを含む）、かつ所属市町村子連長の推薦するものなどに対して、その業績を証明する社会教育活動証明書を発行することを目的とする。

(発行)

第2条 発行は、市町村子連からの申請に基づき、本会会長名にて発行する。

(発行基準)

第3条 次にあげる全ての項目を満たし、かつ市町村子連会長が責任をもって推薦するもの。

- (1) 集団指導者もしくは JL 初級の本会認定を受けているもの
- (2) 推薦時点までに、通算2年以上活動を行っているもの
- (3) 所属団体において、積極的に参加しているもの。
- (4) 今後も継続して活動が続ける意思のあるもの。

(発行時期)

第4条 申請、要件審査合格後、随時発行する。

(改正)

第5条 この規程は、理事会で決定する。

(申請方法)

第6条 発行申請書を記載し、事務手数料を添えて申し込む。

附則

1. この規程は、令和5年4月29日より施行する。